

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの円滑な実施のための幹事会の構成員の官職の
指定について

〔令和 8 年 10 月 9 日
飲食料品に係る消費税率の
臨時的な引下げ及び就業者負担軽
減支援金の導入に関する
関係府省庁連絡会議議長決定〕

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する
関係府省庁連絡会議の開催について（令和 8 年 10 月 9 日関係府省庁申合せ）第 3 項の規
定に基づき、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの円滑な実施のための幹事会の
構成員の官職を以下のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関
係者の出席を求めることができる。

議	長	財務省主税局税制第二課長
副	議	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
構	成	内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）
員		公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課長
		消費者庁参事官（公益通報・協働担当）
		総務省自治税務局都道府県税課長
		総務省統計局統計調査部物価統計室長
		国税庁課税部軽減税率・インボイス制度対応室長
		農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長
		農林水産省大臣官房統計部管理課長
		農林水産省大臣官房参事官
		農林水産省農産局農産政策部企画課長
		農林水産省経営局総務課長
		経済産業省経済産業政策局企業行動課長
		経済産業省商務情報政策局総務課長
		経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ流通政策課長
		中小企業庁長官官房総務課長